

資料 1

令和 7 年度岩手県認知症介護実践者等養成 研修事業委託

企画提案実施要領

令和 7 年 2 月

岩 手 県

この「企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度岩手県認知症介護実践者等養成研修事業委託」（以下「委託」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画提案に参加しようとする者（以下「企画提案参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

（本事業は、令和7年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。）

1 業務内容

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 業務件名及び数量 | 令和7年度岩手県認知症介護実践者等養成研修事業委託 一式 |
| (2) 業務の仕様等 | 資料2「委託仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (4) 予算額 | 5,397,000円以内（税込） |

※1 積算内容

人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、会場使用料等

※2 受講料収入

研修に係る経費の一部を受講者負担（受講料）とし、委託料は、当該事業に係る経費から受講料収入（見込額 11,469,000円）を差し引いた額とする。

2 企画提案参加者の資格に関する事項

企画提案参加者は、以下に掲げる企画提案参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画提案に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「3 企画提案手続等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

[参加資格の要件]

- (1) 下記ア又はイのいずれかに該当する団体であること。
 - ア 現に介護保険施設又は介護サービス事業所を運営し、認知症介護を実践していること。
 - イ 過去に岩手県認知症介護実践者等養成研修又はこれと同等の研修を実施した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者選定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (6) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。
- (8) 本業務の実施において、個人情報の取扱いを伴う事務等を実施する際は、資料 2 「委託仕様書 4 その他(6)」に記載の事項に留意するとともに、個人情報の保護に関し安全管理措置（※）がなされ、別紙 3 「個人情報取扱特記事項」を遵守できる者であること。

※ 個人情報保護委員会が作成・公開している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）平成 28 年 11 月（令和 7 年 3 月一部改正、未施行：令和 7 年 3 月 24 日施行）」に掲載の「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照。

(URL : https://www.ppc.go.jp/files/pdf/temp250324_guidelines01.pdf)

3 企画提案手続等に関する事項

(1) 担当課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号

岩手県保健福祉部長寿社会課

電 話 019-629-5432 F A X 019-629-5439

電子メールアドレス AD0005@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画提案に関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「県政情報」 → 「入札・コンペ・公募情報」 → 「コンペ」 → 「コンペ参加者募集情報」

資料 1 企画提案実施要領 (本書)

資料 2-1 委託仕様書

資料 2-2 委託実施一覧

資料 2-3 個人情報取扱特記事項

資料 3 企画提案書作成要領

資料 4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問は、【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間：令和 7 年 2 月 19 日 (水) ～ 2 月 28 日 (金) 午後 5 時まで

イ 受付場所：3 の(1)に同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メール又は F A X による。

エ 回答方法：受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県ホームページに掲載する。

オ 回答期日：随時、回答する。

なお、最終回答の期日は、令和 7 年 3 月 4 日 (火)とする。

(4) 参加資格の確認

企画提案参加者は、下記提出期限までに参加資格確認申請書類を 3 の(1)まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類：

- ・ 【様式 1-2】企画提案参加資格確認申請書
- ・ 【様式 1-3】組織等に関する調書
- ・ 【様式 1-4】事業に関わるスタッフ一覧
- ・ 【様式 1-5】受付票
- ・ 企画提案参加資格確認結果の通知用封筒一式（長型 3 号封筒に企画提案参加資格確認結果の通知の送付先を明記し、定型郵便物 110 円の切手を添付したもの）

イ 提出期限：令和 7 年 3 月 5 日 (水) 【必着】

ウ 提出方法：

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に、3の(1)に直接提出のこと。
 - ・ 郵送の場合は、書留にて提出期限までに3の(1)に必着のこと。
- エ 確認結果：参加資格の確認結果は、令和7年3月10日(月)までに郵送により書面で通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は企画提案参加資格が認められなかった者は、企画提案に参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画提案参加資格を取り消すことがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定める審査の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。

- ・ 提出期限：令和7年3月14日(金)午後5時まで
- ・ 提出先：3の(1)に同じ。
- ・ 提出方法：持参による。

イ 岩手県知事は、説明を求められたときは、令和7年3月19日(水)までに説明を求めた者に対し書面でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類：資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数：5部(正本1部・副本4部)

ウ 提出期限：令和7年3月12日(水)〔必着〕

エ 提出先：3の(1)に同じ。

オ 提出方法：

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて保健福祉部長寿社会課あての親展で上記提出期限までに提出(必着)のこと。

カ 留意事項

- ・ 企画提案参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めない。

- ・ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
 - ・ 業務提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
 - ・ そのほか、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。
- (8) 企画提案の無効
- (4)のエ及びオにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
- ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）又は第94条（虚偽表示）に該当する提案
 - ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - エ 1の(4)の委託料の予算額を超えた提案
 - オ その他企画提案に関する条件に違反した提案
- (9) 企画提案への不参加
- ア 企画提案の参加資格を認められた者が、諸般の事情により企画提案に参加しない場合は、企画提案選考委員会の実施日の前日までに、【様式1-6】「企画提案参加辞退届」を3の(1)まで持参又は郵送により提出しなければならない（必着のこと）。
 - イ アにより企画提案に参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 委託候補者の選定方法
- 参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。
- 審査は書面審査とし、企画提案参加者によるプレゼンテーションは行わない。
- なお、企画提案等の内容が、1の(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。
- (2) 企画提案選考委員会による審査の実施
- ア 実施期間（予定）：令和7年3月13日（木）～3月19日（水）
 - イ 開催場所（予定）：岩手県庁内
 - ウ 開催方法等：書面審査
- (3) 委託候補者の決定

ア 県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否：要

(2) 契約保証金：会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係：

企画提案書等に記載された事項は、資料2「委託仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

6 公正な企画提案の確保

(1) 企画提案参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案参加者は、委託候補者の選定前に、他の企画提案参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 企画提案参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取り扱い

ア 企画提案参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提案参加者が負う。

(2) 企画提案に要する経費について

企画提案に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【参考】スケジュール

(1) 「実施要領等に関する質問票」提出期限	2月28日(金)
(2) 質問事項に関する県の最終回答期限	3月4日(火)
(3) 「企画提案参加資格確認申請書」提出期限	3月5日(水)
(4) 参加資格に関する県の回答期限	3月10日(月)
(5) 「企画提案書」提出期限	3月12日(水)
(6) 企画提案選考委員会(書面審査)	3月13日(木)～3月19日(水)
(7) 契約締結	3月下旬(予定)